

平成25年度第3回みやぎ食の安全安心推進会議議事録

日 時：平成26年2月13日（木）

午後2時から午後3時50分まで

場 所：県行政庁舎9階 第一会議室

1 開 会

2 挨拶（環境生活部次長 高橋）

3 議 事

1) 会議の成立

15名の委員のうち12名が出席したことから、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定により、会議は成立した。

出席委員：小金澤委員(会長)、熊谷委員(副会長)、加藤委員、三浦委員、及川委員、澁谷委員、官澤委員、阿部委員、大崎委員、渡邊委員、氏家委員、佐藤委員

欠席委員：高平委員、佐々木(琢)委員、佐々木(圭)委員

2) 会議内容 ※議長は同上条例第18条第1項の規定により、小金澤会長。

〈 小金澤会長 〉

本日は3つの議題について協議していただきます。それでは、議題イの平成26年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）について事務局から説明をお願いします。

〈 事務局：高橋次長 〉

それでは、議題のイ、平成26年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）について説明をいたします。資料1-1と資料1-2を使って説明させていただきます。資料1-1は監視指導計画（案）の概要をまとめたもので、説明は資料1-2の監視指導計画（案）の本文により行いますので、よろしくをお願いします。それでは資料1-2の1ページを御覧ください。第1趣旨から説明いたします。この監視指導計画は、食品衛生法の規定により、厚生労働大臣が定めた「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に基づき、県の食品衛生監視員が行う食品営業施設等に対する監視指導について、本県の実情を踏まえ基本的な考え方を示し、重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進するものであります。監視指導計画は、当該都道府県等の区域における食品等事業者の施設の設置の状況、食品衛生上の危害の発生状況、その他の地域の実情を勘案して定めることとされております。さらに、監視指導計画を定める場合は広く住民の意見を求め、公表するとともに厚生労働大臣に報告し、実施状況についての公表も定められております。県では、平成16年度から毎年度計画を定めており、26年度計画で11年目となります。作業の進行について、資料1-3の策定スケジュールのとおりとしております。県内各保健所等の意見をとりまとめて作成し、今回お示している案については、推進会議の後、広く県民の意見を求めるためのパブリックコメントを行い、平成26年度監視指導計画を策定し、国への報告、公表となっております。資料1-2の2ページをお開き願います。第2重点取組につきましては、食中毒の予防対策や以前に発生した重大な事件・事故を踏まえて強化すべき事業を計画しております。なお、本文中におきまして、平成25年度の計画からの主な変更点につきましては、下線を

引いて示しております。それでは6つの重点取組事項について説明いたします。まず、1の食中毒の予防対策につきましては、県が定めている6月15日から7月14日までの食中毒予防月間に、食品取扱い施設への一斉監視や衛生講習会の実施、啓発資材の配布などを通して食中毒予防啓発事業を行うこととし、また、広域、大規模な食中毒を未然に防止するため、旅館、弁当や広域流通食品の製造施設、集団給食施設等を対象とし、定期的な監視指導のほか一斉監視指導を行います。また、冬期間に多発するノロウイルス食中毒防止のために、県民や営業者に対しパンフレットの配布に加え衛生講習会等により啓発活動を行います。平成24年8月に、札幌市の事業者が加工した浅漬による食中毒が発生したことを受けまして、浅漬を含むつけ物加工業や魚介類加工業等について規定している食品衛生取締条例施行規則を一部改正し、衛生基準を新たに決めました。これに基づき、営業施設を巡回し、基準を遵守し衛生的取り扱いがなされるよう監視指導を行います。2食品の放射性物質の検査と情報提供につきましては、東京電力福島第一原子力発電所事故により飛散した放射性物質による食品汚染対策として、県内に流通する食品、県内と畜場に搬入される牛、豚等の肉について放射性物質の検査を実施し、検査結果を県民に分かりやすく情報提供することに努めます。3輸入食品の検査につきましては、輸入食品に対する消費者の不安の解消のため、輸入食品取扱業者に対する監視指導と、輸入農畜水産物の残留農薬や残留動物用医薬品、遺伝子組換え食品、食品中のアレルギー物質の検査を行います。4食品の適正表示の推進につきましては、食品の適正表示について監視指導を行い、特にアレルギー物質を含む製品に関する表示の徹底のため、使用原材料の点検を行うとともに、適正な期限表示について重点的に指導するものとしております。また、市場、広域流通食品販売店舗を対象として、食品の適正な表示について一斉監視を行い、その結果に基づき食品種類別に違反率の検証を行うこととしております。次のページをお開き願います。5重点監視施設の監視につきましては、1食中毒の予防対策と連動しておりますが、大型飲食店や広域に流通する食品を製造する施設を原因とする食中毒などの事故が発生した場合、広域的又は大規模な健康被害に及ぶ恐れがあることから、あらかじめ重点的に監視指導を行う施設を選定し、監視指導を行うものであります。6営業者の自主的な衛生管理体制の推進につきましては、食に関する様々な問題の要因として、営業者による食の安全に対する認識や衛生管理体制が大きく関係することから、食品衛生法施行条例に定める営業者が遵守すべき管理運営基準について、食品衛生責任者講習会や食品衛生協会の食品衛生指導員による各地域での巡回指導を通じて周知・徹底を図ってまいります。なお、HACCPの概念を取り入れた衛生管理を推進するため、県独自の「みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度」の普及拡大を図り、より高度な衛生管理の構築について、複数保健所の食品監視員で構成される広域食品衛生監視チーム(WAFT)による支援を行うものであります。続きまして第3の実施体制につきましては、監視指導体制、試験検査体制、国及び関係自治体等との連携についてまとめております。1の監視指導ですが、営業施設等に対する監視指導については、県内7保健所2支所と食肉衛生検査所に配置している食品衛生監視員により計画的、効率的な監視指導を行うものであります。食品表示の監視については、食品表示の相談窓口寄せられた情報により、食品衛生法、JAS法、景品表示法に基づき、東北農政局、市町村と連携を図りながら調査・指導を行うこととしております。2試験検査につきましては、県内に流通する食品について、保健環境センター、食肉衛生検査所及び厚生労働大臣登録検査機関等において実施してまいります。また、と畜場法、食鳥処理法に係る食肉等の検査については、食肉衛生検査所等で行うこととしております。4ページの3連携につきましては、県の関係部局との連携はもとより、必要に応じて、国及び関係する都道府県、近隣県等との連携を図ってまいります。生産段階で農薬、動物用医薬品

等の規制違反や放射性物質に汚染されていると疑われる食品につきましては、農林水産部局に速やかに情報提供する等の連携を図ることで、農畜水産物の安全性の確保に努めてまいります。第4監視指導につきましては、年間を通して生産者や食品事業者に対する監視指導や収去検査、食中毒など健康被害が発生した場合の対応について記載しております。1生産者に対する監視指導につきましては、農畜水産物の生産段階での安全性を確保するため、農林水産部局において、農薬取締法、飼料取締法、家畜伝染病予防法などの関係法令に基づき監視指導を行うものであります。2事業者に対する監視指導につきましては、県内に流通する食品の安全性を確保するため、食品衛生法、食品衛生取締条例、かきの処理に関する取締条例、と畜場法、食鳥処理法に基づき、関係する事業者に対する監視指導を行うものであります。監視指導の詳細については、7ページの別表1で重点監視対象業種、8ページの別表2で監視回数、9～10ページの別表3で食品群毎の生産段階、製造・加工段階、貯蔵から販売までの段階での監視指導項目を掲載し、11～12ページの別表4では年間検査計画を記載しております。4ページに戻りまして3食品等の収去検査等につきましては、食中毒の発生防止や不良食品の排除など食品の安全を確保するため、製造・加工食品及び輸入食品、広域流通食品の収去検査を行うものであります。その年間検査計画につきましては11～12ページの別表4になります。12ページの一番上に記載しております国産青果につきましては、これまで外部検査機関で検査を実施しておりましたが、来年度から保健環境センターで実施することとしたため、青果についてはまとめて記載し、従前から行っていた輸入えびを対象とした除草剤トリフルラリンを別項としております。放射性物質の流通食品検査につきましては12ページの下欄に掲載しておりますが、県内産牛の全頭や豚・めん羊・山羊など1,432件、流通食品288件と、昨年と同じ件数を計画しております。また4ページに戻っていただきます。昨年7月1日より、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部が改正され、牛の検査対象月齢が48か月齢超に引き上げられ、これに伴い県ではと畜場で解体処理される48か月齢超の牛及び月齢12か月齢以上のめん羊並びに山羊についてTSEスクリーニング検査を実施してまいります。続きまして、第5食品等事業者に対する自主的な衛生管理の指導等のうち2「みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度」の推進につきましては、営業者の自主的な衛生管理の向上を図るため、「みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度」のパンフレットの配布等により啓発するとともに、他の模範となる優良施設の表彰など、その普及を推進してまいります。13～18ページは主な用語の解説です。以上、平成26年度宮城県食品衛生監視指導計画(案)の主な内容についての説明を終わらせていただきます。

〈 小金澤会長 〉

ただいまの説明に対して、御意見をいただきますが、まずその前に、佐藤委員から事前に質問をいただいておりますので、佐藤委員から御質問をお願いします。

〈 佐藤委員 〉

12ページの輸入エビの除草剤トリフルラリンの検査に対して質問します。まず、なぜエビに除草剤なのかというと、養殖する池に藻が繁茂するのでその藻を取り除くために除草剤を使います。その除草剤がエビに残留するという事です。これにつきましては、2000年に検出された後、検査をすると大体出るような状況で、特に2010年から2011年にかけてかなり輸入エビに関して、ベトナム産ですが、トリフルラリンが検出されています。しかもトリフルラリンには発がん性があるということが示されていますので、この検査をやっていただくことは必要なことだろうと感じております。実は昨年5月に厚生労働省輸入安全対策室からトリフルラリンについて通知が出て、検査項目から外したような受け止めができる話が出てまいりました。そうで

あるなら、県がそれに代わってやるというのであれば、それはそれで正しいやり方だと思っております。ただ輸入エビに関しましては御承知と思いますが、昨年、タイを中心にバナメイエビの早期死亡症候群という病気が多発しまして、輸入が大幅に減って値段がはね上がっておせち料理が組めないという話になった経緯がありまして、エビは相変わらず高値で推移しているということです。早期死亡症候群については原因があまりはっきりしていないということですが、ビブリオによるという説もありまして、抗菌剤で対応している可能性もあります。改めて、このような輸入エビの現状を考えたときに、確かにトリフルラリンについては従来通り検査をお願いしたいのですが、輸入エビについてはもう少し幅広く検査をしていただけないかどうか、特に抗菌剤とかを含めた部分で対応をお願いしたいというのが質問の内容でございます。よろしく申し上げます。

〈 小金澤会長 〉

この質問に対して回答をお願いします。

〈 事務局：高橋次長 〉

トリフルラリンにつきましては、平成15年にポジティブリスト制が導入されたことに伴いまして、外国の農産物の基準を基に暫定基準として平成17年に0.001ppmと設定されたものです。これに基づきまして国において検査しましたところ、中国産の「はも」とインド産の「えび」について検疫所の検査で、基準値0.001ppmを超えて0.02から0.008ppmが検出されたため、国は当該国から輸入されるものについてロットごとに全て検査するよう指示が行われたものです。先ほど、通知文でというお話がありましたが、平成20年1月に、食品安全委員会は食品健康影響評価結果を厚生労働大臣に答申しまして、その後の手続きを経まして、平成25年5月に残留基準値として、0.001ppmから0.5ppmに設定したことに伴いまして、この検査命令の対象から外れてしまったということです。ただし、本県におきましては、引き続きトリフルラリンについても検査をしていきたいということで検査計画に載せたものです。このトリフルラリン以外にも確かにエビに使用される動物医薬品としましては細菌性感染症の治療薬であるフラゾリドンやクロラムフェニコールなど一般的に使用されているものもあり、それらにつきましても順次追加していくか、また他県の状況等も見ながら今後検討してまいりたいと考えております。

〈 小金澤会長 〉

よろしいですか。それではその他ありますか。

〈 加藤委員 〉

平成26年度の監視指導計画案について意見を出すにあたり、平成25年度の監視指導計画で重点的な効率的な監視指導の実施が行われたのかどうかというのはどうやって検証するのか全く分かりません。実施状況を踏まえた上で平成26年度の監視指導計画に何が必要で、ここがもっとといった意見を出さなくてはと思いますが、その実施状況の報告がないのに意見を出すのが非常に難しいと感想を持ちましたが、順序的にどうなのか。

〈 事務局：高橋次長 〉

後ほど議会に報告したという内容で手短かに報告させていただきますが、資料4で平成24年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）に基づく施策の実施状況ということで取りまとめております。また、資料5の年間スケジュールを御覧ください。来年度の予定でございますが、第2回の8月に平成25年度の施策の実施状況について評価の決定を行っていただきますが、ここで1年の遅れがありますが、昨年8月に平成24年度の評価をいただいております。こ

れらを参考にしながら今回の計画を策定したということです。毎年度の計画につきましては、今回は平成26年度ですが、このように2月に開催します3回目の推進会議に計画案を立て、そして6月には、今度は25年度になりますが、施策の実施状況について報告して評価いただきます。そして8月に評価の決定を行うということで作業を進めております。前年の評価を受けながら計画を策定させていただいていますので、よろしく申し上げます。

〈 小金澤会長 〉

よろしいでしょうか。平成25年度の評価はまだやっていません。本当は平成25年度の内容を評価した上で、平成26年度の方針が出てくるのが筋ですが、平成25年度の総括はこれからするので、1年ずれ込んでいます。去年の議会に出したものを踏まえて、むりくり平成26年度の計画を作っているという状況です。本当は加藤さんがおっしゃるとおり平成25年度の議論をして今年4月1日に平成26年度の計画が間に合うように出てくるのが筋ですが、予算執行からいうとそれが全部終わるのは今年3月31日なので議論ができません。中間的な部分と平成24年度の実績を踏まえて、そこから平成26年度の計画を作っているということです。法律や指針などが変わったりするとそこが抜け落ちるという問題も出てくる。これは行政の限界であるのでずれがある。平成25年度はまだ終わっていないが、残念ながら平成26年4月1日には計画を出さなければならないので、そういう難しさがあるということは御理解ください。それではこれで議題を終了してよろしいですか。

〈 佐藤委員 〉

すみません。確認し忘れですが、トリフルラリンについては新しい基準の0.5ppmで判断するということでしょうか。

〈 事務局：高橋次長 〉

はい。

〈 小金澤会長 〉

他にありますか。どうぞ。

〈 加藤委員 〉

平成26年度監視指導計画案の2ページ、食中毒の予防対策（4）腸管出血性大腸菌O157の関係でいいますと、虚偽表示にも絡んで、加工処理された食肉の問題があったと思います。それに対して消費者庁から、加工処理された食肉は食中毒の要因になるので必ず火を通すようにといった通知が入っていたりするので、最新のことを入れていただきたいというのが一つです。それから質問ですが、3ページ、1の監視指導の（2）の2行目、食品表示の相談窓口の食品表示110番に寄せられた情報の件数がありますが、一般県民だけのカウントなのか食品表示ウォッチャーから来た情報もカウントされているか、これは質問です。それから5ページの第6、1計画策定に当たっての公表のところ、みやぎ食の安全安心推進会議のほかに消費者モニターもここに入れていただきたいという要望です。

〈 事務局：高橋次長 〉

それでは最初の御意見ですが、レストランや飲食店の表示の中で問題になっております提供食品が、全くの加工肉というようなことに端を発して、牛脂を注入された牛肉とかいろいろ問題になっております。それにつきましては、食品衛生法以外にJAS法とか景品表示法とかありますが、一緒になりましていろいろ指導していくというようなことは当然行ってまいります。そういうものについては、表示を含めた形で、4の食品の適正表示の推進とありますが、そういうふうに進めていきたいと考えております。食品表示110番については担当から回答します。

〈 事務局：齋藤主事 〉

食品表示110番については、一般の県民や行政機関からの通報も含めカウントしており、食品表示ウォッチャーは県が指定した農林水産物等を監視して報告いただいているので、分けてカウントしています。

〈 事務局：大槻技術補佐 〉

本計画に関しましては、加藤委員から以前にもモニターの御意見を聞くようにというお話がありました。この計画を全部、全ての消費者モニターにお送りすることはなかなかできませんので、モニターだよりに、こういう計画をホームページに載せますので御意見をいただきたいというお知らせの文を入れさせていただきました。

〈 加藤委員 〉

入れられないという理解でよいのか。

〈 事務局：大槻技術補佐 〉

パブリックコメントの意味合いと消費者モニターの位置づけ等を考えながら検討はしていきたいと思います。

〈 小金澤会長 〉

今言われたように広報を通じて、間接的にはモニターからの意見を聞けるような体制をとっていると。直接この文章の中に書くかどうかについては保留させていただきたいということですが、よろしいでしょうか。最初に、加工肉が引き起こす食中毒について質問がありましたが、これについてはどうでしょうか。

〈 事務局：野地専門監 〉

食肉の加工肉の指導につきましては、我々が食肉処理場で処理方法などを聞きましてそこで問題がないか指導を進めていくということになります。

〈 佐藤委員 〉

関連で改めて伺いたい。資料6-2の「メニュー・料理等の食品表示にかかる景品表示法上の考え方について」の5ページ、下から2行目、要するに加工肉は、「食品衛生法では、その処理により病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれがあることから、中心部まで加熱する必要があり成形された生肉が容器包装されている場合は、その全体について十分な加熱を要する旨などを表示すること」になっているとあります。これは先ほど答弁していただいたとおりだと思います。処理場等に関してはこのような表示をしているかどうかを確実にチェックしていますという話だったと思います。それはそれでそのとおりだと思いますが、要はこの手の肉は提供される場所でしっかり加熱しているかどうかという問題が一つあると思います。そう考えますと、監視指導計画に戻りますが、2ページ目、加藤委員がお話された部分ですが、(3)で牛レバーについては取り扱っている営業施設を巡回して監視指導を行うと書いてある。結果的に同じ要素があるわけなので食品衛生法で加熱をしなさいと規定している以上、牛レバーと同じように、もしくは牛レバーに準じる形で各施設に対してきちんと加熱しているかどうかを監視指導するということがあってもいいのではないかと。加工処理施設だけでなく、牛レバーでやるのですから、焼き肉屋で出すかどうか分かりませんが、やはりその部分も計画の中に取り込んでいただくということでよろしいのではと思いますが。

〈 事務局：高橋次長 〉

今お話いただいたことはごもっともなことだと思います。我々も食品の営業施設については、許可、更新や変更といった手続き、あるいは通常の立ち入りをする中で飲食店営業の施設に対してはその都度注意を喚起していきたいと思います。またちゃんと加熱しているのかどうかについての調査をしながら経営者の方に啓発していきたいと思います。

〈 小金澤会長 〉

それは、文章を加えないということですか。今言われたような文章を入れた方がいいのではないかという提案だったのですが。平成24年8月の札幌の話、7月1日の牛レバーの話、今度は去年12月位から出ている話ですね。牛レバーと一緒に扱うのは別として、こういう今出ている問題について同じような文言で対応していくという文章を作ってもおかしいのではないか。なぜなら先ほど言いましたように平成26年度の方針に最新の情報を入れるということは、やはり行政の空白を埋めていくという努力としてしかるべき措置ではないかと考えます。

〈 事務局：赤間部技術副参事 〉

私から補足させていただきます。ここであげているのはいわゆる重点取組です。従来から、例えばカキのノロウイルス対策として温度を上げなさいとかハンバーグの中心部の温度をきちんと上げなさいというような中身のことは、一般的な監視指導の中で十分行ってきているものです。ここにあげましたのは、最近のトピックス的なものについて重点的に取り組みましょうということで起こしているものですので、御理解をいただきたいと思います。

〈 小金澤会長 〉

最新のトピックスではないのですか。

〈 事務局：赤間部技術副参事 〉

牛脂注入肉については、このガイドラインの中に改めて盛り込まれていますが、従来からこういったことは注意すべきものと我々は認識しております。

〈 小金澤会長 〉

そういうトピックスがあるのであれば、それをどこかで県としては最新の情報を入れながら作っているというのを出さないと。先ほどの消費者モニターは入りませんでした、「計画の策定に当たっては、みやぎ食の安全安心推進会議の意見を聴いて公表する」とちゃんと書いてあります。こんなにいろいろ意見が出ているのに意見を聞かないというのはおかしいということになりませんかと言っているだけです。

〈 事務局：高橋次長 〉

わかりました。それでは、今御指摘いただいた点につきまして盛り込む方向で検討したいと思います。

〈 小金澤会長 〉

文言についてはお任せしますが、やはりこのような最新のトピックスにちゃんと県は対応しているという姿勢を県民に対して見せておくことも大事ですし、後からモニターさんがホームページを見てなぜ最新の情報に対して対応しないんだという意見が出たら、ここで議論していたんですと後付けで言ってもあまり格好いいものではない気がします。こだわっているわけじゃなくて、今おっしゃったように、常にそういうことは一般的な問題として言われていますが、ただそのほかのことも一般的な問題としていわれている以上はそうしてほしいということです。その取り扱いについてはお任せしますので、よろしくお願いします。

〈 事務局：高橋次長 〉

わかりました。

〈 小金澤会長 〉

よろしいでしょうか。その他。どうぞ。

〈 氏家委員 〉

ヒスタミンの食中毒についてどこにも出てこなかったのが少し気になりました。難しい問題もありますが、ノーマークでいいのかということです。

〈 事務局：赤間部技術副参事 〉

ヒスタミンの問題については、従来からいろいろと問題視されてきております。ヒスタミンに関しましては基準値というものがございませぬ。それから、ある一定のバクテリア群が介在してヒスタミンを生産するという報告があり、有意義な防御方法はありませぬ。ただ、今本県の保健環境センターが検査方法をほぼ確立しつつあります。その検査方法に従いましてその挙動を今調査しているところです。あえて計画ではヒスタミンに触れていませぬが、そのような対応を行政としては致しているところですので御理解をお願いします。

〈 小金澤会長 〉

よろしいでしょうか。それでは、口食品の放射性物質の検査状況について、事務局から説明をお願いします。

〈 事務局：赤間部技術副参事 〉

食品の放射性物質の検査状況について、資料2に従いまして説明します。食品の放射性物質の検査は、厚生労働省の検査通知に基づいて策定した放射性物質検査計画に従って実施しております。対象となりますのは、県内で生産される農産物、林産物、畜産物、水産物、野生鳥獣及び県内で販売される食品です。1ページを御覧下さい。県産農林水産物の放射能検査については、出荷前に定期的に精密検査及びスクリーニング検査を行っております。1の精密検査結果の概要ですが、県内産農林水産物331品目3,637点を検査し、基準値以下が3,594点、98.8%でした。基準値超過は43点、1.2%で、内訳は、林産物のくさそてつ（こごみ）など6品目29点、水産物のクロダイなど5品目14点でした。農産物のうち、穀類の米については、その検査概要を、前回の推進会議で説明しておりますが、平成24年産米の放射性物質検査結果を基に、「全量全袋検査」、「全戸検査」、「一般検査区域」に分けて検査しました。全体で34,893点を検査し、全て基準値以下でした。畜産物の牛については、平成23年7月28日に国から出荷制限指示が出された後、平成23年8月19日に出荷制限の一部解除が認められました。これを受けて、現在、全頭検査を実施し、安全が確認されたもののみを出荷しています。県では、県内及び県外のと畜場において、昨年4月から12月までの間、全頭（23,014頭）を検査した結果、全て基準値以下でした。2ページは、スクリーニング検査の結果です。農林産物289品目1,466点を検査し、1,455点、99.2%が精密検査実施の目安以下となりました。精密検査実施目安を超過した点数は11点、全て林産物でした。3ページと4ページは、平成25年12月25日現在の国による出荷制限指示及び県の出荷自粛要請の状況です。該当する農林水産物が市場に流通しないよう、生産者、流通や販売関係者などへの周知などに努めております。5ページは、県内流通食品等の検査結果です。食品衛生法に基づき保健所が収去した流通食品等の放射性物質検査を実施し、安全な食品が流通していることを確認しております。精密検査において、飲料水、牛乳、乳児用食品、一般食品78点を検査し、全て不検出でした。また、簡易検

査において一般食品297点を検査し、国が定める基準値の1/2を超過した食品はありませんでした。6ページは、学校給食における放射能検査結果です。児童生徒等の一層の安全安心を確保するため、給食施設等の希望に応じて検査を行い、測定結果を速やかに公表しております。1つめの「学校給食用食材の放射能サンプル測定」は、学校給食に使用される食材を簡易測定器により検査します。県・市町村・私・国立の小中高等学校等を対象1,292点を検査し、全てが「精密検査の実施の目安」以内となりました。2つめの「学校給食モニタリング検査」は、学校給食一食全体について精密検査を行います。県立学校や市町村立学校を対象に295点を検査し、全て不検出という結果でした。7ページは、市町村住民持ち込み放射能測定の結果です。県では、希望する市町村に簡易型放射能測定器を配備したほか、一部の市町村が自らの財源、又は消費者庁の機器貸与事業により測定器を設置しており、住民が持ち込む自家消費の野菜等の放射能を測定しております。平成25年度は、12月末現在で検査件数が10,050点で、林産物と、穀類を除く農産物が多く持ち込まれています。このうち946点、9.4%が基準値を超過し、基準値超過件数の95%が林産物となっております。基準値を超過した品目は、「しいたけ」、「こしあぶら」、「タラの芽」、「わらび」、「たけのこ」の順となっております。県では、この測定結果をとりまとめホームページで公表しております。超過した場合は、市町村において測定依頼者に対し飲食に供しないよう指導するほか、測定データを県のモニタリング検査の参考としております。8ページと9ページは、農畜水産物等の放射性物質検査計画です。この計画は、四半期ごとに策定しており、今回お示ししているものは、平成25年度第4四半期分になります。検査対象品目は、厚生労働省の検査通知に基づいて、基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目、国民の摂取量や本県の生産状況を勘案した主要品目などとしております。以上、食品の放射性物質の検査状況について、資料により説明しました。

〈 小金澤会長 〉

今の点について、何か御質問はありますか。特によろしいですか。県の放射性物質の四半期の計画の中にイノシシとかニホンジカがありますが、たまたま宮城県内で捕獲されたものを検査するのか、それともハンターに依頼して捕獲して検査するのか。

〈 事務局：大槻技術補佐 〉

野生鳥獣につきましては、各市町村で有害獣として捕獲されたものを中心に検査すると、自然保護課から聞いております。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございます。よろしいですか。それでは次にいきます。ハのみやぎ食の安全安心県民総参加運動について、説明をお願いします。

〈 事務局：野地専門監 〉

それでは、議題ハのみやぎ食の安全安心県民総参加運動について御説明いたします。今年度、平成25年度における事業実績と、来年度、平成26年度の事業計画（案）について、資料3により、事業ごとに説明してまいります。

まず、消費者モニター事業についてです。食品表示ウォッチャー事業ですが、今年度は、昨年の6月から12月までの7か月間にわたり、96名の食の安全安心消費者モニターの皆さんに調査していただきました。結果についてご説明しますと、調査した店舗は延べ1,314店舗で、合計51件の疑義情報が報告されました。このうち32件は、県内複数の市町村で営業している県域業者に関するものでしたので、当課において確認調査を実施しました。軽微な違反が認めら

れた7件については、売り場において口頭により指導し、その場で改善していただきました。ほかの25件については、適正であることを確認しております。また、残りの19件のうち、複数の県で営業している広域業者に関する情報計11件については東北農政局に、多賀城市内、仙台市内及び東松島市内だけでそれぞれ営業している市域業者に関する情報計8件については、3市にそれぞれ情報を回付しました。東北農政局による調査では、11件中、口頭注意が3件、適正が8件という結果でした。また、多賀城市による調査では、4件すべて適正、仙台市による調査では3件中、2件が口頭注意、1件が適正、東松島市の調査では1件が口頭注意、との結果が報告されております。平成26年度につきましては、今年度と同様、みやぎ食の安全安心消費者モニターの方100名に食品表示ウォッチャーをお願いし、モニタリング調査を通して、食品表示に対する理解を深めていただくこととしております。

次に、公正取引協議会試買検査会検査員の募集に係る情報提供ですが、今年度につきましては、残念ながら該当案件はありませんでした。昨年6月には、1団体から消費者代表の検査員の推薦について問い合わせがありましたが、実際に依頼はありませんでした。来年度についても、募集案件があれば、モニターだよりや当課ホームページなどで随時情報提供を行ってまいります。

講習会・研修会の開催についてですが、今年度の「食の安全安心セミナー」は、9月から10月にかけて、大河原町、登米市、仙台市の3か所において「食品中の放射性物質」をテーマに開催しました。内閣府食品安全委員会及び消費者庁の職員のほか、仙台会場では厚生労働省、農林水産省の職員にも講演いただいたほか、参加者との意見交換を行いました。参加者は、消費者や生産者・事業者など、3会場で計261名でした。内容の詳細は、当課ホームページに掲載しております。来年度については、今年度と同様、仙台、仙南及び仙北の各圏域で1回ずつ、計3回の開催を予定しております。また、「モニター研修会」は先月1月29日に、県庁舎内で開催しております。「食と放射性物質」をテーマに、消費者庁の職員による講演や、大学教授による放射性物質に関する基礎講座、霧箱を用いた放射線を見る実験のほか、参加者との意見交換を行いました。来年度の「食の安全安心セミナー」及び「モニター研修会」については、テーマなどについて、この会議にお諮りしながら進めていきたいと考えております。

続きまして、食の安全安心基礎講座ですが、今年度はモニターだよりへの掲載により、代替的に実施しております。来年度につきましても、引き続きモニターだよりに掲載し、モニターの皆様からのご質問などがあれば、誌上でお答えしてまいります。

そのモニターだよりは、今年度は3回発行しております。来年度も5月、9月、12月の年3回の発行を予定しております。食の安全安心に関する情報や取組宣言者の活動状況などについて、わかりやすく親しみやすい誌面づくりに努めてまいります。

地方懇談会は、今年度は各地方振興事務所で2回ずつ、計14回の開催を予定しております。これまでに開催された結果や今後の開催予定については、現在、照会・確認をしているところです。来年度についても、年2回程度の開催を各地方振興事務所などに依頼してまいります。

生産者との交流会及び食品工場見学会については、今年度は昨年11月21日に開催しました。23名のモニターの方に御参加いただきました。午前は、大崎市岩出山にありますみちのくミルク株式会社本社工場で見学会を、午後は、涌谷町の有限会社氏家農場の圃場で生産者との交流会を開催しました。参加された皆様には、食の生産現場における体験に大変満足したと、御好評をいただきました。来年度につきましても、消費者モニターのステップアップにつながる内容となるよう、企画、開催してまいります。

アンケート調査は、6月から7月にかけて実施いたしました。結果につきましては、昨年8月

の第2回会議で御報告し、県ホームページにも掲載しております。来年度については、今後、テーマを検討し、今年度と同時期に実施する予定としております。

また、来年度は当推進会議の委員の改選時期に当たります。次期におきましても2名の委員が一般県民から公募、選任されることから、消費者モニターの方に宛てて募集案内を送付するとともに、県政だよりなどによる広報を行います。以上が消費者モニター事業についてでございます。

次に、取組宣言事業について御説明します。まず、ロゴマークのリニューアルについてです。昨年9月から10月にかけて、取組宣言者及び消費者モニターの方々を対象に人気投票を実施し、新たなロゴマークを決定しました。現在は、新ロゴマークや消費者に向けた「安全安心のメッセージ」に関する規定を盛り込んだ事業実施要綱の改正作業を終え、既に登録されている事業者に対して、新ロゴマークへの切り替え手続きについて御案内する文書の発送準備を進めております。新マークは、早ければ3月下旬にも店頭に掲示される予定です。また、当課ホームページにある取組宣言者検索システムにも、4月以降、宣言者ごとのロゴマークと安全安心メッセージが追加掲載される予定です。来年度は、マスメディア、フリーペーパーなど各種媒体を活用するほか、庁内関係課や地方振興事務所、保健所、市町村のほか、食品衛生協会や商工会議所・商工会などと連携し、ポスターやパンフレットによる制度のPRを積極的に進め、食の安全安心の輪をより大きく広げてまいりたいと考えております。

次に、まるごとフェスティバルにつきましては、今年度は昨年10月19・20の両日開催され、取組宣言事業者のうち、生産者2者が出店しました。食と暮らしの安全推進課では、食の安全安心コーナーを設け、県民総参加運動の取組みや、食品中の放射性物質の検査状況について、来場者に説明しました。来年度においても、取組宣言者の出店について支援してまいります。

最後に、平成24年度の事業実施状況報告ですが、報告率は42.6%でした。今年度、平成25年度の状況報告については、全取組宣言者あてに来月通知し、4月末まで御報告いただくことにしております。以上で、県民総参加運動事業の平成25年度実績と平成26年度計画（案）についての説明を終わります。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。ただいまの説明について何かありましたらお願いします。

〈 加藤委員 〉

食品表示ウォッチャーについてお聞きします。食品表示ウォッチャーに対して何か表示に関する研修会など情報の提供が行われているのかどうか。それから消費者モニターは、交通費など何ももらえない中でセミナーに参加されますが、参加するのは大変だと思います。もう少し数を多くできないのか。予算的なこともあると思いますが、4回では少ないという思いがある。食品中の放射性物質に関して県民はあまり関心がないという認識で少ないのか。私の周りには、水産物について不信感という心配されている方がいるので、どうして回数が少ないのかをお聞きしたい。

〈 事務局：野地専門監 〉

開催回数が少ないということですが、今のところ、我々の方でもどうしても回数を増やすのは難しいという状況です。できる限りモニターには、モニターだよりなどを使いまして、同時に資料を送るような形で意見交換などをしていきたいと思っております。今後、これらの事業の進捗状況を見てあまりにも人が集まらない場合は、別なものに変えてやらなければならないと思います。

〈 事務局：菊地課長補佐 〉

最初の御質問のウォッチャーに対する情報提供ですが、まず5月の段階で委嘱するときに業務説明会を県庁講堂で開催しまして、表示の見方など基礎的なことを勉強していただいております。それから毎月報告いただいている内容をチェックしながら、間違いやすい点、質問の多い点についてウォッチャーだよりというかたちで情報誌にしまして、9月と2月の2回お送りしております。それから重複しますが、セミナー回数ですが、25年度は2回増やしております。24年度は1回でした。今まで仙台会場だけでしたが、県南と県北でも開催しております。来年度も継続してまいります。

〈 小金澤会長 〉

モニターさんの謝礼については。

〈 事務局：菊地課長補佐 〉

予算要求は毎年厳しいものがありまして、確保するのがなかなか難しいというのが実情です。増やしていきたいが難しい。

〈 小金澤会長 〉

モニターに交通費くらいは出ないのかという質問がありましたが、この点については。

〈 事務局：菊地課長補佐 〉

ウォッチャーについては1店舗あたり350円ということで謝金は出しておりますが、旅費までは難しい状況です。

〈 小金澤会長 〉

よろしいですか。今まで1回だったが3回に増やし、そのほかに地方の懇談会を別にやりますので、そういうことからすればチャンスは以前から増えています。ただ質問ですが、モニターが現在769名と書いてあります。モニターの募集というところではどのような取り組みをしていますか。

〈 事務局：菊地課長補佐 〉

募集広報は県政だよりには毎年1回掲載するほかに、常態的にホームページに掲載しております。それから今年度は食育コーディネーターの方々をターゲットに募集をしまして20名位の応募があり、今日現在803名となっております。

〈 小金澤会長 〉

県政だよりではいつ募集をかけるのか。

〈 事務局：菊地課長補佐 〉

去年は1月号に掲載しました。なかなかエントリーしても掲載希望が多くて採用していただけないということで、やはり年1回位の掲載ということになります。

〈 小金澤会長 〉

食品表示ウォッチャーはその中から選ぶからそれはそれでいいが、モニターは、毎年やっているアンケートに重要な役割を果たしており、県民は今何を考えているのか、特に問題意識の高いモニターがどんな反応を示しているのかという意味でいえば、これは継続的なチェックです。今県民の意向とか食の安全安心に関する考え方をチェックするのは非常に重要ですし、去年からは放射能対策でアンケートを重視しています。そこでいつも出てくる問題は年齢構成です。この年齢構成をなんとかを変えていく努力をしていかないと、年配の方々の意見しか出てこないような感じがします。もう少し若い方の意見を聞けないだろうか。特にお子さんを持つ若いお母さんがどういう問題を抱えているのか、妙に過剰反応していないか、そういう議論があるけれど仕掛け

られない。だから何とか若い人たち、場合によっては学生でもいいからモニターになってもらって、特典はないが、アンケート結果報告だけはホームページで見られますよ、というような何かを考えていかないと。モニターの募集は前に少し議論になりましたが、これを何とかしていかないとやはり県民の認識をしっかりとつかむことができないので、若い人たちをどうするか、また提案していただいて議論をして具体策を出したいと思いますので、御検討をお願いします。

〈 加藤委員 〉

モニターに関連してですが、一つは、モニターに登録してからのメンテが行われているのかを確認させていただきたい。もう一つはモニターについて、関心が深い人にとってはセミナーなどに足を運んで聞いてもらって、あまり出歩けない人たちにはモニターになってもらって情報提供したものに答えてもらうとか棲み分けていくような何かをしていかないと。モニターになったから何でもかんでもこれに出なさいという連絡がいくけれども、来られる人は決まっている。知り合いで、登録したがもう自分がモニターだと思っていないのにモニターだよりがきてびっくりしたという人もいたので、モニターについてはメンテを含め考え方を整理していく必要があるのかなと感じました。

〈 小金澤会長 〉

今の意見を含めて検討いただきたいと思います。モニターに関しては、2年前からモニターだよりを出したので、この意味でのメンテは始めてはいます。佐藤さんにリーダーになっていただいて見直し委員会のプロジェクトを作って一回見直した経緯があります。その意味でいえば一つ一つ改善されていますが、やはりモニターさんや、モニターさんが対応する食品表示ウォッチャーは非常に重要な役割を果たしますので、その辺の対策をよろしくをお願いします。よろしいでしょうか。他に御意見はございますか。

〈 三浦委員 〉

質問させてください。食品表示ウォッチャーの25年度実績の中に「東松島市1」とありますので、中身を少し詳しく説明していただきたい。もう一つは取組宣言の下に、平成24年度分の報告42.6%ということで、半数しか報告されていないが、報告しなかった半数にはどのような対応をされているのか、2つ質問させていただきます。

〈 事務局：菊地課長補佐 〉

まず、ウォッチャー関係の東松島市の疑義情報ですが、これはうなぎの表示欠落ということで、市域業者でありましたので、東松島市が口頭注意したという内容です。それから取組宣言の事業実施状況報告が42.6%ということですが、未報告者については、全てではありませんが担当から督促の電話をするなど働きかけをしている状況です。

〈 小金澤会長 〉

よろしいでしょうか。事業実施状況報告については、結果としてこれしかあがってこない。やる気の問題でしょうか。

〈 佐藤委員 〉

この問題については、県民総参加運動の見直しをするときの議論になったところです。その後、震災があって、実際に登録しているが事業ができないとか、そういう方がずいぶんいらっしゃる。その方に対する追跡を県でやってもらっています。現実問題としてこの数字が高いのか低いのか難しいのですが、見直しの段階では、せめて70%にしたいという意見が出ていました。そこを目標にして、登録はしたが今は震災で事業ができない、そういう状況にないという方が現実にはいらっしゃる。県の方には実態の調査を改めてしていただき、新しいロゴマークに切り替

わる段階で具体的な母数をきちんと把握していただくようお願いしたいと思います。

〈 小金澤会長 〉

はい、お願いします。

〈 渋谷委員 〉

食品の安全安心セミナーについて質問します。おそらくこういったセミナーは平日の日中に開催されるのがほとんどですが、新しい顧客といいますかニーズを捉えるために、例えば平日の夜または土日に開催するという工夫は今後される予定がありますでしょうか。それから先ほど、セミナーの回数が1回から3回になったということですが、その数が多い少ないは別にして、市町村でも開催するものがあると思います。その日程が似通っていたらチャンスがなくなるわけで、むしろばらけるような形で日程を組むほうがよいと思いますが、そのような調整はされているのでしょうか。

〈 事務局：菊地課長補佐 〉

まず、開催日ですが、実は平成24年度のモニター研修会は土曜日に開催してみました。以前この会議で御指摘をいただき、若い方が参加できるようにということでしたが、結果は同じでした。むしろその時に取ったアンケートでは「なぜ平日にやってくれないのか」というような意見がありまして、今回は元に戻しました。いろいろトライアルはしていきたいと思いますが、おっしゃった夜の開催はまだやっておりませんので、検討してみたいと思います。それから日程調整ですが、仙台市は別ですが、市町村ではあまり開催していないのではないかと思います。特に情報をとって調整をしていますが、去年のBSEの説明会では仙台市と日程を協議しながら開催したところです。

〈 小金澤会長 〉

よろしいでしょうか。それでは次に報告に入りたいと思います。平成24年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）」に基づく施策の実施状況について、事務局から説明をお願いします。

〈 事務局：高橋次長 〉

それでは、平成24年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）」に基づく施策の実施状況について報告いたします。「みやぎ食の安全安心推進条例」第14条では、知事は毎年度、食の安全安心の確保に関して講じた施策を議会に報告すること、とされております。平成24年度における施策の実施状況については、この冊子により県議会に報告しております。この中にあります「みやぎ食の安全安心推進会議の評価」は、昨年6月と8月に開催した2回の会議において、協議・決定していただきました。推進会議の評価を盛り込んだ「施策の実施状況（案）」は、8月19日に開催した、知事を本部長とする「宮城県食の安全安心対策本部」の本部会議において了承を得、9月定例県議会において、この冊子を議員の皆様方全員にお配りいたしました。また、9月26日には、常任委員会である「環境生活農林水産委員会」において、この冊子を基に環境生活部長から実施状況の概要について説明を行っております。本日は、議会報告した冊子を参考までにお配りさせていただきました。以上でございます。

〈 小金澤会長 〉

この点について、何かありますでしょうか。よろしいですか。それでは次の報告に移ります。平成26年度みやぎ食の安全安心推進会議における検討内容とスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

〈 事務局：菊地課長補佐 〉

はい。では、御報告いたします。資料は5の1枚ものでございます。御覧いただきたいと思っております。

来年度、平成26年度における当推進会議の開催につきましては、都合3回を予定しております。御検討いただきます主な内容は、「第2期計画に基づく施策の実施状況に対する評価」、「宮城県食品衛生監視指導計画（案）の検討」、そして「第3期計画の策定」の3点でございます。

まず、1点目の「第2期計画に基づく施策の実施状況に対する評価」であります。これは毎年度、県議会に報告する「施策の実施状況」のうち、「推進会議の評価」について協議、決定していただくものでございます。議会報告までのスケジュールについて御説明いたしますと、先ず6月中旬に開催します1回目の会議において、事務局で作成した「平成25年度における施策の実施状況（案）」について御説明いたします。委員各位におかれましては、会議後に内容について項目毎に評価していただき、期日までに評価表を事務局あてに提出していただきます。御提出いただいた評価表は、事務局で取り纏めて会長にお送りし、会長には「推進会議全体としての評価（案）」を作成していただきます。作成していただいた評価（案）については、8月上旬に開催する2回目の会議において御協議いただき、「推進会議の評価」を決定していただきます。この「推進会議の評価」を盛り込んだ「平成25年度における施策の実施状況」につきましては、その後、知事を本部長とする「宮城県食の安全安心対策本部会議」での了承を経て、9月に開会されます定例県議会に報告いたします。

2点目の「宮城県食品衛生監視指導計画（案）の検討」では、次年度、平成27年度の食品衛生監視指導計画（案）について、来年2月上旬に開催する3回目の会議において御検討いただきます。御検討いただいた計画（案）は、その後のパブリックコメントを経て、3月中に策定、公表いたします。

そして、3点目は「第3期計画の策定」でございます。現在の「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）」は再来年度、平成27年度が最終年度となっております。従いまして、平成27年度には、次期、第3期基本計画の策定作業が必要になってまいります。来年度、平成26年度の3回目の会議では、基本計画策定に向けた知事の諮問により、平成27年度における本格的な策定作業に先駆け、事務局で作成した素案について御検討いただくこととしております。ちなみに、事務局では、平成27年度における当会議は計4回開催し、11月頃に開催する3回目の会議において最終案を答申していただくことを考えております。それぞれの会議の開催につきましては、これまでのとおり前もって文書で御案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、右端には参考として、県民総参加運動のうち、消費者モニター事業の実施計画を記載してございます。「モニターだより」には、御自身の近況や食の安全安心への思いなど、委員の皆様からお寄せいただいた文章を毎号掲載しておりますので、執筆について御依頼申し上げました際には、御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。また、「食の安全安心セミナー」、「食品工場見学会」、「生産者との交流会」、「モニター研修会」の開催については、その都度、文書で御案内させていただきますので、御都合がよろしければ、是非御参加いただきたいと思います。報告は以上でございます。

〈 小金澤会長 〉

先ほどの県民総参加運動の資料に推進会議の公募委員のことが書いてありますが、このスケジュールでいきますと、6月に第1次審査、7月に第2次審査という形になります。これは毎回、会長と副会長が面接をします。このようなことがスケジュールの中にありますということで、付け加えさせていただきます。それでは次のその他に移ります。食品の虚偽表示の対応についてよろしくをお願いします。

〈 事務局：野地専門監 〉

食材の虚偽表示への対応について、資料6-1に従いまして報告します。昨年10月22日、大阪市の株式会社阪急阪神ホテルズが運営するホテルのレストラン等で、メニュー表示とは異なった食材を使用した料理を提供していたことを公表して以来、全国で400か所を超えるホテルや百貨店の店舗等において、同様の行為が行われていたことが公表、報道されました。県内では、8ホテル、6百貨店等を含む計16事業者に係る事案が公表、報道されました。虚偽表示の内容で多く見受けられた事案は、芝海老や車海老とメニュー表示していたものの、実際にはバナメイエビやブラックタイガーを使用したもの、また、「ステーキ」とだけ表示していたが、実際は「結着剤による成形肉」や「牛脂を注入した加工肉」を用いて調理・提供していた、というものでした。飲食メニューをはじめとした食品表示は、消費者が食品を選択する際の重要な情報源であり、これが実際と異なるということは、消費者の信頼を裏切ることはもちろん、関係法令により禁止されています。レストラン等におけるメニュー表示については、一般消費者が、実際のものよりも著しく優良であると誤認するおそれがある場合には、不当景品類及び不当表示防止法、いわゆる景品表示法の第4条第1項第1号で禁止する不当表示（優良誤認）に該当することがあります。国の対応ですが、政府は昨年12月9日に、消費者庁をはじめとする関係府省庁による「食品表示等問題関係府省庁等会議」を開催し、偽装等を行っていたのは、23団体、延べ307事業者と、実態調査の結果を報告しました。また、食品表示適正化対策を下の囲みのおり決定し、迅速に実施していくとしました。2の（2）のガイドライン、「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」につきましては、資料6-2に用意しておりますが、ホテルや百貨店などにおける食品の適正な表示を促進するため、景品表示法上の考え方を、具体的な事例を含めて示したものであり、パブリックコメントや意見交換会の結果を踏まえて、今後、公表される予定です。本県の対応ですが、これまでに不適正表示の公表、報道があった県内の事案につきましては、当該事業者から直接事実確認を行っております。また、虚偽表示事案への対応とは別に、県内のホテル・旅館・飲食店を営む事業者に対しては、公益社団法人宮城県食品衛生協会のほか、寿司・麺類・中華・喫茶・ホテル旅館など、計13の生活衛生同業組合と連携している公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センターを通じて、メニュー表示の一斉点検、関係法令の正しい知識の習得と適正表示の徹底などを、昨年11月7日付け文書で依頼しました。県内の事業者に対しては、景品表示法が禁止する不当表示の内容等について、社内研修会に出向くなどして説明を行ったほか、今後は公表されるガイドラインの周知徹底を図ってまいります。説明は以上でございます。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。今の点について何か御質問がありますか。こういう動きがあったということです。よろしいでしょうか。

〈 佐藤委員 〉

具体的な話で恐縮です。仙台名物牛タンですが、牛タンの中にテンダライズしているものがあります。単純にテンダライズであれば加工の扱いにならないのかどうか。個別過ぎて具体的に答えていただけるのかわかりませんが。それからインジェクションの脂の注入についてです。馬の脂をインジェクションした馬肉がある。馬肉は牛肉と違って生食の基準があって生の馬肉は出せて流通もしている。インジェクションした牛肉を生食用の肉として販売できるのかどうか、教えてほしい。

〈 事務局：大槻技術補佐 〉

分かる範囲でしかお答えできませんが。一つ目の牛タンですが、テンダライズされた肉にテンダライズしましたという表示は、食品衛生法では必要としない*のようですが、景品表示法での扱いがどうなっているかは分かりかねるので後で調べてお答えしたいと思います。二つ目の脂肪を注入した馬肉ですが、生食用の食肉については、馬肉、牛肉ともに製造基準が設けられていますので、まずそちらに合致することが必要で、全ての食肉処理業者が加工できるという訳ではございません。それで、その基準に照らして製造したものについては必ず生食用と表示しなければならないことになっておりますので、まずそこをクリアしたものは生食用という表示で販売することは可能だと思いますが、脂肪注入肉は難しいと思います。なかなか製造基準に合致しないのではないかと思います。不確かな回答で申し訳ございません。

※下線部訂正「必要とする」

〈 小金澤会長 〉

その他、よろしいですか。それではここで終了します。では、次回の会議は6月で、任期は8月までなので皆さんには出席していただきますが、各団体の中で3月を持って替わられる方も当然いらっしゃると思います。事前に事務局から教えていただいた宮城県食品衛生協会長の渡邊さんにせっかくですので、御挨拶をお願いします。

〈 渡邊委員 〉

私事で恐縮ですが、推進委員を退任することになりました。平成20年に県食品衛生協会の会長になりましてから3期6年を務めさせていただきました。後進に道を譲るという意味合いから今期で終わりでございます。いろいろ皆様の貴重な御意見を聞かせていただきました。長い間ありがとうございました。

〈 小金澤会長 〉

どうもありがとうございました。その他の方はございませんか。これから委員の改選について相談があると思いますのでよろしくをお願いします。以上で私が担当した議事に関しては終了しますので、司会をお返しします。

〈 加藤委員 〉

要望ですが。前にもお願いしましたが、お金がかかる話だと思いますので、すぐには無理だと思いますが。監視指導計画や、今度は第3期計画の策定があって県民にパブコメを募集することになると思いますが、県のホームページのトップページを見ると、いろいろな計画や制度についてパブコメを募集しているというのが全く分かるようになっていない。トップページをクリックすると、県では今現在、この内容が県民に対して意見を求めていますというような作りにならないのか。国も仙台市もトップページに出している。宮城県は食と暮らしの安全推進課の奥の奥まで行って、ようやくパブコメを募集しているというのが分かります。よほど関心のある人でないと見つけられない。計画にある「多くの県民から意見を求めます」というのに全く合致していな

いと思う。お金もかかることなので急にはできないと思いますが、どこかに入れられることができるのであればお願いしたいと思います。時間が超過してすみません。

〈 事務局：高橋次長 〉

システムを所管している課と検討させていただいて、やれることはやっていきたいと思います。検討させてください。

〈 司会 〉

それでは、活発な御議論大変ありがとうございました。以上をもちまして、会議を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。これで会議の一切を終了いたします。